

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>Ⅲ－２－４ 法定帳簿関係</p> <p>(1) 法定帳簿の省略等の承認等</p> <p>① (略)</p> <p>② 取引残高報告書については、四半期ごと（取引又は金銭若しくは有価証券の受渡しが無い場合にあつては、1年ごと）には<u>交付しなければならないものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>③ 会社府令別表第8の13の項記載要領等欄第3号ハに規定する書面については、当該書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を現金自動支払機等に表示する方法により提供することができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> | <p>Ⅲ－２－４ 法定帳簿等関係</p> <p>(1) 法定帳簿の省略等の承認等</p> <p>① (略)</p> <p>② 取引残高報告書については、四半期ごと（取引又は金銭若しくは有価証券の受渡しが無い場合にあつては、1年ごと）には<u>交付するものとする。</u></p> <p>③ <u>法第40条第2項、会社府令第30条、別表第8の13の項記載要領等欄第4号、本監督指針Ⅲ－２－２－４及び下記④に規定する承諾については、承諾に関する権限を有する者の承諾であることを確認することとする。</u></p> <p>④ 会社府令別表第8の13の項記載要領等欄第3号ハに規定する書面については、当該書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を現金自動支払機等に表示する方法により提供することができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> |
| <p>V－２－５ 法定帳簿関係</p> <p>(1) 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿</p> | <p>V－２－５ 法定帳簿関係</p> <p>(1) 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿</p> |

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>の省略等に係る留意事項</p> <p>帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、Ⅲ－２－４（１）の規定に準ずるほか、証券仲介業務に係る残高報告書については、作成を省略できる場合を除き、四半期ごとには<u>交付しなければならない</u>ことに留意するものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> | <p>の省略等に係る留意事項</p> <p>帳簿の省略等の承認等に関する取扱いについては、Ⅲ－２－４（１）の規定に準ずるほか、証券仲介業務に係る残高報告書については、作成を省略できる場合を除き、四半期ごとには<u>交付すること</u>に留意するものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> |